



～「美しい景観のくに、北海道」をめざして～

良好な景観の形成に関する基本構想

北海道景観形成ビジョン

(素案)

平成 31 年(2019 年)〇〇月

北海道

北海道景観形成ビジョン 目次

目的と位置づけ

P 1

- 1 「北海道景観形成ビジョン」とは P 2
- 2 北海道の景観を取り巻く社会経済情勢の変化と課題 P 2
- 3 前施策の取組成果と課題、そして新たな方向性へ P 5

第1章 良好な景観の形成のための視点

P 9

第2章 めざす姿

P13

- 1 めざす姿 「美しい景観のくに、北海道」 P 14
- 2 めざす姿の実現に向けた基本姿勢 P 15
- 3 各主体に期待される役割 P 16

第3章 基本方針と施策の展開方向

P19

- 基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり P 21
- 基本方針2 一体性と連続性のある広域景観づくり P 22
- 基本方針3 地域固有の多様な景観づくり P 23
- 基本方針4 道民との協働によりめざす良好な景観づくり P 24

第4章 ビジョンの推進

P25

- 1 重点的な取組の進め方 P 26
- 2 継続的な取組の進め方 P 27

資料編

P31

- 1 関係する計画・指針等 P 32
- 2 関連用語解説 P 34

目的と位置づけ

- 1 「北海道景観形成ビジョン」とは
- 2 北海道の景観を取り巻く社会経済情勢の変化と課題
- 3 前施策の取組成果と課題、そして新たな方向性へ

北海道では、平成 21(2009)年 3 月に策定した「北海道景観形成ビジョン」(計画期間：平成 20(2008)年度から平成 29(2017)年度)に基づき、良好な景観を形成していくため取り組んできましたが、10 年間における社会経済情勢の変化などによる新たな課題に対応し、より一層効果的な施策の推進を図るため、「北海道景観形成ビジョン」の見直しを行いました。

1 「北海道景観形成ビジョン」とは

今日、成熟した社会を迎えたわが国においては、心の豊かさや暮らしの質を重視するライフスタイルへの志向が高まっており、環境と調和した持続可能な地域社会の構築が求められているところです。

このような社会の動きの中で、地域らしさを尊重し、地域の人々の協働によって、守り、創り、整えられる「良好な景観」は、地域への誇りや愛着を育み、観光や産業の活性化、地域間の交流の促進に大きな役割を担うものです。

本道においても、環境と経済が調和し、人と地域が輝く北海道づくりをめざしていくため、**「良好な景観」**をかけがえのない道民共有の財産として**「気づき」、「守り」、「育て」、そして「整えて」**、その価値を高めて、将来にわたって享受できるよう未来の道民に引き継いでいくことは、**私たちの責務**です。

「北海道景観形成ビジョン」は、こうした考え方に立ち、これからの北海道の将来を展望しながら、豊かさや潤いのある暮らしや魅力のある地域社会が築かれている**「美しい景観のくに、北海道」**をめざして、北海道景観条例第 7 条に基づき、その基盤となる「良好な景観」を形成するための施策を総合的かつ計画的に推進するために定めており、「持続可能な開発目標(SDGs)※」の達成に資するものです。

なお、本ビジョンの**計画期間は、平成 30(2018)年度から平成 39(2027)年度までの 10 年を対象**としていますが、社会経済情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

2 北海道の景観を取り巻く社会経済情勢の変化と課題

北海道を取り巻く社会経済情勢(概ね 10 年間)の変化から、景観行政に関わる課題を整理しました。

(1) 来道観光客の増加

北海道における来道観光客数は、平成 23(2011)年度は東日本大震災の影響などにより落ち込みましたが、平成 24(2012)年度以降は回復基調に転じ、さらに平成 25(2013)年度以降は景気の回復などを要因に堅調に推移し、平成 28(2016)年度には過去最高となる約 8,239 千人と増加しています。

特に訪日外国人来道者数については、国内客と同様に東日本大震災の影響により平成 23(2011)年度に一時的に落ち込みましたが、平成 24 年度以降は、旅行需要に影響を及ぼす為替レートが円安傾向で推移していることや、本道と海外の国や地域を結ぶ直行便の

「※」については、資料編の関連用語解説(P34)にて解説を記載しています。

新規就航や増便などにより順調に増加を続け、平成28(2016)年度には約 2,301千人となり過去最高を更新している状況です。

北海道を訪れた道外観光客の満足度からも、「景観」、「観光地での食事」の順で高い評価を得ており、**北海道において「景観」は、経済的価値を生み出す重要な観光資源**のひとつであります。

いつまでも、**新たな観光客やリピーターが憧れる北海道の景観**を守り、創り、整えていくためにも、**観光振興と連携し、地域の特性を活かした景観づくり**に取り組むことが必要です。

○来道観光客数(実人数)	H22(2010) : 5,946千人→H28(2016) : 8,239千人	・・・2,293千人増
○訪日外国人来道者数	H22(2010) : 742千人→H28(2016) : 2,301千人	・・・1,559千人増
○満足度調査結果	H28(2016)	
道外観光客	1 : 景観(90.2%) 、2 : 各観光地での食事(89.9%)、3 : 観光施設(86.1%)	
外国人観光客	1:接客サービス(96.4%)、 2:景観(96.1%) 、3:各観光地での食事・観光施設(94.1%)	

【資料】

- ・来道観光客数及び訪日外国人来道者数：「北海道観光入込客数の推移データ（北海道経済部観光局）」より（平成21(2009)年度以前データは算定方法が異なるため、平成22(2010)年度以降のデータを使用）
- ・道外観光客の満足度：「平成28(2016)年度観光客動態・満足度調査結果(北海道経済部観光局)」より

(2) 人口減少問題と少子高齢化の進行

北海道の人口は、平成9(1997)年の約570万人に達した以降、減少に転じ、平成15年(2003)以降は死亡数が出生数を上回り人口減少が加速している状況にあり、全国を上回るスピードで減少していくと推測されています。

これらの進行によって、**農林水産業など地域産業の担い手不足や生産・消費の縮小、地域におけるコミュニティ機能が低下**し、これまで地域の人々の手で守り、創り、整えられてきた良好な景観が失われていきます。

良好な景観を守り、育てるためにも、**庁内における施策と連携し、地域の景観づくりの担い手を育てる**ことが必要です。

○人口	H17(2005) : 5,632千人 → H30(2018) : 5,340千人	・・・292千人減
○65歳以上の人口	H17(2005) : 662千人 → H30(2018) : 812千人	・・・150千人増
○75歳以上の人口	H17(2005) : 543千人 → H30(2018) : 832千人	・・・289千人増
○出生率	H17(2005) : 7.40% → H28(2016) : 6.60%	・・・0.8%減

【資料】

- ・北海道の人口：「住民基本台帳人口・世帯数（北海道総合政策部情報統計局統計課）」より
- ・地域に生じる課題：「本道における人口減少問題に対する取組指針(北海道経済部政策局参事)」より
- ・65・75歳以上の人口：「第7期北海道高齢者保健福祉計画介護保険事業支援計画（北海道保健福祉部高齢者支援局保健福祉課）」より
- ・出生率：「人口動態総覧(率)・順位、都道府県別（厚生労働省）」より

(3) 空き家、空き店舗等の増加

北海道内における空き家の戸数は、年々増加傾向にあり、平成 25(2013)年に行われた総務省の「住宅・土地統計調査」では、平成 15(2003)年で 304 千戸が平成 25(2013)年では 388 千戸まで増加しており、同様に空き店舗や空き地も増加している状況です。

こうした中、平成 27(2015)年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行となり、さらに法に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」が定められ、都道府県としての役割として、市町村に対する情報提供や技術的助言などの援助に努めることとされており、**北海道では空き家等の有効な活用などの取組が行われています。**

空き家、空き店舗等は、地域における景観を阻害する要因となることから、**景観を改善していくために、関連施策と連携を図り、北海道の取組を促進**していくことが必要です。

○空き家	H15(2003) : 304 千戸	→	H25(2013) : 388 千戸	・・・	84 千戸増
○空き店舗等	H24(2012) : 868 店舗	→	H26(2014) : 935 店舗	・・・	67 店舗増

【資料】

- ・空き家：「住宅・土地統計調査(総務省統計局)」より
- ・空き店舗等：「平成 26 年度商店街実態調査報告書(経済部地域経済局中小企業課)」より

(4) 農業・水産業の国際競争力の強化

北海道からの食品輸出額は、平成 24(2012)年まで 350 億円程度で推移していましたが、平成 25(2013)年以降はホタテガイや鮭などの水産物等の輸出が増加し、平成 27(2015)年には 733 億円と過去最高額を記録し、平成 28(2016)・29(2017)年は台風被害などの影響により水産物・水産加工品が大幅に減少したことにより 702 億円、平成 29(2017)年は 675 億円となっているが、平成 30(2018)年は生産の回復が見込まれています。

これは、**海外における「北海道ブランド」を浸透**させるために行われてきた、海外へのプロモーションなどの情報発信や輸出施設の拡充など、様々な北海道食の輸出拡大に向けた取組によるものと考えられます。

その基盤となる**生産地は、生産者の営みによって、創りだされた景観**です。

より一層、北海道の「食のブランド」として価値を高め、人が集まり、そして消費されるには、生産者がその**景観に気づき、守り、整えることにより、生産への魅力、観光資源としての魅力も高める**ことが必要です。

○水産物・水産加工品の輸出額 (ホタテガイ、サケ・マス等)	H24(2012) : 324 億円	→	H27(2015) : 689 億円	→	H30(2018) : 536 億円	・・・	212 億円増
○農産物・農畜産加工品の輸出額 (ながいも、たまねぎ等)	H24(2012) : 18 億円	→	H27(2015) : 38 億円	→	H30(2018) : 37 億円	・・・	19 億円増
○その他加工食品の輸出額 (スイーツ、麺類等)	H24(2012) : 17 億円	→	H27(2015) : 46 億円	→	H30(2018) : 101 億円	・・・	84 億円増
○総輸出額	H24(2012) : 359 億円	→	H27(2015) : 773 億円	→	H30(2018) : 674 億円	・・・	315 億円増

【資料】

- ・輸出額：「北海道食の輸出拡大戦略推進状況報告書(水産林務部水産局水産経営課)」及び「北海道の農畜産物の輸出に関する現状と課題(農政部食の安全推進局食品政策課)」より

(5) 海外資本等によるリゾート開発などの増大

宿泊施設などのリゾート開発、太陽電池・風力発電設備事業など、北海道の資源を活かした開発が増大しています。

これらの開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など**地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れ**があります。

このことから、**地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要**であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、**景観法※等を活用した規制や誘導**が必要です。

○外資系新規参入企業(北海道) H15：4社/年 → H28：14社/年・・・10社/年の増

【資料】

- ・外資系新規参入企業(北海道)：「外資系企業動向調査(経済産業省)」より

3 前施策の取組成果と課題、そして新たな方向性へ

10年間における社会経済情勢の変化と、これまでの取組の評価を踏まえ、北海道の良好な景観を形成していくための「課題」と「方向性」を検討してきました。(「課題に対応した新たな施策の方向性(6ページ)」を参照)

良好な景観の形成とは、一人ひとりが自分達の住んでいる土地にどのような景観があるのか「気づき」、地域の人々が協働により「守り」、「育て」、そして景観を損なうものは修繕や除却して「整えて」いき、将来にわたって引き継いでいくことです。

近年においては、観光振興やリゾート開発などの経済的な事業が先行しており、景観への認識をより一層高める必要があることから、庁内の関係部局の施策と連携を強化し、市町村や道民などに「景観」に関する支援、普及啓発、そして情報発信を積極的に行うことにより、**地域における景観の価値への「気づき」を促して関心を高め、北海道内における協働・連携を促進**しく必要があります。

このことから、より一層、本ビジョンを推進するために「重点的な取組」と「継続的な取組」の二つを見直しの視点として、次のとおり基本方針の構成を見直しました。

【重点的な取組】

関係部局(施策)と連携し、景観に関する情報発信を積極的に行い、景観への意識を高める。

【継続的な取組】

景観の広がり意識し、景観づくりの「主体」と「施策区分」を明確にして、連携・協働の強化を図る。

課題に対応した新たな施策の方向性

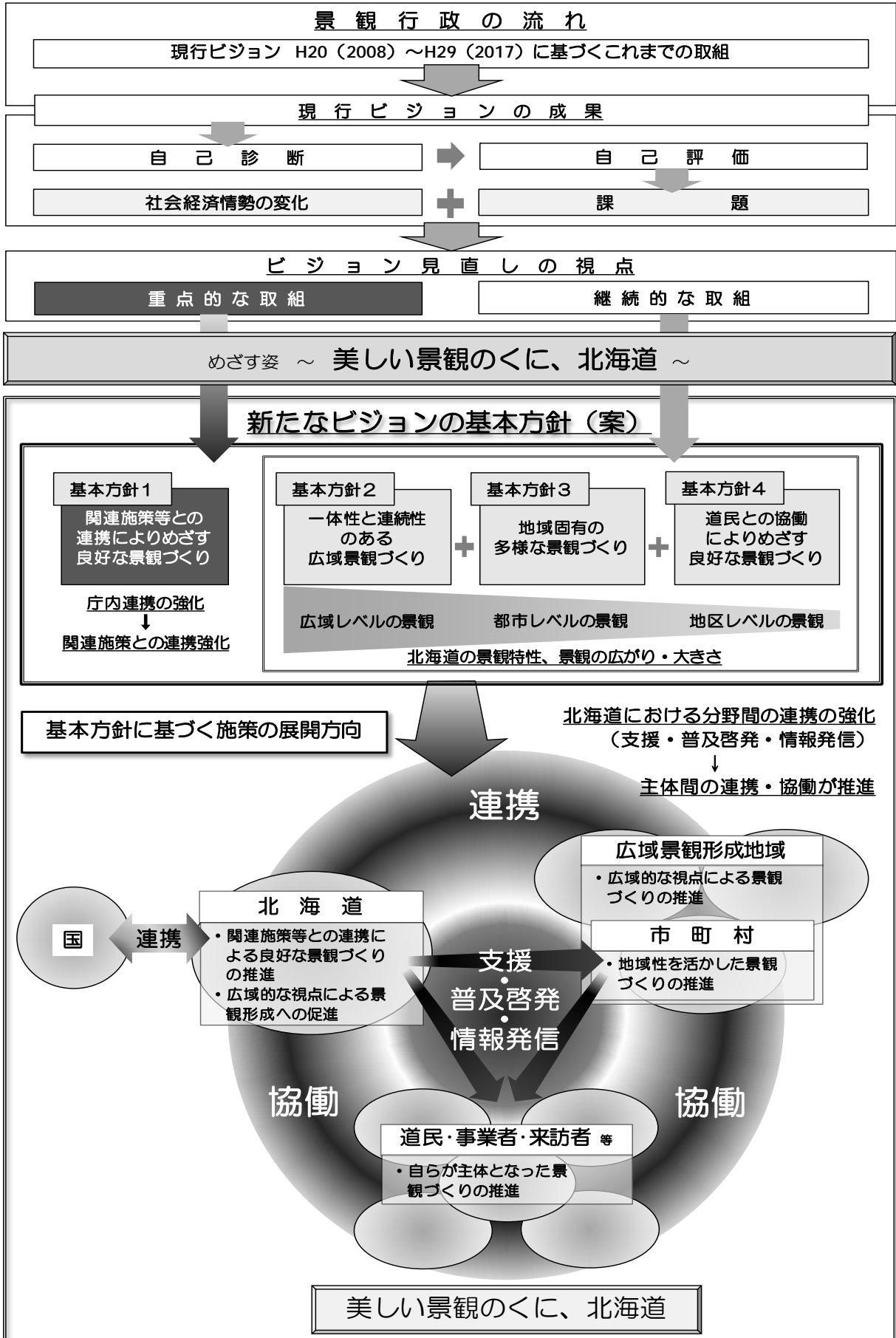
基本方針 平成20(2008)年度～平成29(2017)年度

施策の展開方向		施策の進め方	施策の取組状況
【基本方針1】 一体性と連続性のある 広域景観づくり	広域景観づくりの 意識の共有	◆広域景観づくりに関する情報を発信 ◆意識啓発などのためのセミナーを開催 ◆景観資源や景観スポットに関する情報発信	ほっかいどう景観だより、北海道景観づくりポータルサイト等により情報発信 各振興局において市町村説明会を開催 市町村から提供された情報を道HPで発信
	広域景観づくりに 向けた体制づくり	【東オホーツク地域】 ◆広域景観形成推進地域の指定及び指針の策定 【次期候補地域】 ◆広域景観形成推進地域の指定及び指針の策定	東オホーツク協議会を設立したが解散
	広域景観づくりの 推進	広域景観形成推進地域（羊蹄山麓広域景観形成推進地域など） ◆複数の広域景観づくりの取組との連携 ◆良好な広告景観形成のための地域指定など、実情に応じた屋外広告物の規制・誘導 ◆景観法を活用し建築物等の規制・誘導	羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会にて景観まちづくりセミナー等を実施 グリーン強調月間、パトロールを実施し、実情に応じた規制・誘導を促進 景観法に基づく届出制度を適切に運用し、建築物等の規制・誘導
【基本方針2】 協働により 多様な景観 づくり	多様な景観づくりの 機運の醸成	◆景観資源や景観スポットに関する情報の発信 ◆景観づくりの情報の発信	市町村から提供された情報を道HPで発信 ほっかいどう景観だより、北海道景観づくりポータルサイト等により情報発信
	協働の体制づくり	◆景観整備機軸の設置、活動支援 ◆景観協議会の立ち上げを検討し、モデル地域で立ち上げ後、全道各地に促進 ◆企業とタイアップした制度を検討し、実施 ◆景観協定の活用促進 ◆花や樹木を地域住民が育てる活動の支援	(一社)北海道建築士会を指定(H27.3) 景観協議会の立ち上げを検討し、モデル地域で立ち上げ 北海道景観づくりサポート企業登録制度創設(H23) 市町村説明会において景観協定について説明 フラワーマスターなどの育成を促進
	多様な景観づくりの 取組への支援	◆景観行政団体への移行、景観計画策定などへの助言 ◆景観づくりに関する必要なアドバイスが受けられる環境づくり ◆空き店舗の活用など賑わいある商店街への再生支援 ◆建築物や屋外広告物の自主的なルール策定の支援 ◆市町村の違反広告物簡易除却の取組支援 ◆市町村の屋外広告物権限移譲事務に係る事務遂行支援	景観行政団体への移行、景観計画策定などへの助言等を随時実施 随時の助言や専門家紹介 空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業が施行(H28) 市町村に対する助言 市町村の違反広告物簡易除却マニュアル策定(H29) 事務参考資料を配付するなど、助言等を随時実施
【基本方針3】 戦略的な活用を 図るための 景観づくり	「エコアイランド 北海道」につな がる景観づくり	◆自然公園等の豊かな自然の保全による自然景観の維持 ◆森林の適切な整備による緑豊かな森林景観づくり ◆環境保全の取組による環境と共生した景観づくり ◆省エネ、地産地消、リサイクルなど資源の有効利用が進められたグリーンな次世代を活かした景観づくり ◆優良田園住宅の推進などによる、豊かな田園景観づくり ◆自然を感じる都市公園、街路などによる市街地景観づくり ◆文化財を保全、活用した景観づくり	国立・国定公園、道立自然公園の歩道等の整備促進、自然公園の公園計画の見直し等 北海道森林づくり基本計画に基づき、適切な森林整備を促進 不法投棄撲滅宣言、不法投棄等撲滅協定締結、産廃110番の設置などの取組を促進 太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインを策定(H27) 市町村の優良田園住宅設計に対する助言 都市公園、街路等の整備促進 文化財等の指定・保全の促進
	「食のブランド・ 北海道」につな がる景観づくり	◆美しい農村景観の維持、保全 ◆環境と調和した農業生産を通じた美しい農村景観の創出、保全 ◆市町村の景観農業振興地域整備計画の策定促進 ◆美しい海岸、漁港、湖沼景観の維持、保全、再生	農地や水路などの保全管理に取り組み地域の共同活動に対する支援 農地や水路などの保全管理に取り組み地域の共同活動に対する支援 市町村の景観農業振興地域整備計画の策定促進 「北の魚つきの森」の認定、技術指導等の推進
	「感動のくに・北 海道」につな がる景観づくり	◆エコツーリズムの推進が図られる自然景観の維持、保全 ◆グリーンツーリズム、マリンツーリズムの推進が図られる美しい農村景観、漁村景観づくり ◆冬の観光の推進が図られる冬の気候風土や文化を活かした景観づくり ◆日夜の豊かな暮らしが人々の交流や、訪れる人にも感動を与える花を活かした景観づくり ◆北海道遺産などの歴史や文化を活かした景観づくり ◆ドライブ観光の推進が図られる協働による沿道景観づくり	知床・周辺地域広域のエコツーリズムに関する地域資源情報の発信 道ホームページによる情報発信 体験型観光のPRイベント開催やメディアを活用した情報発信 北海道の自然公園、都市公園、景勝地・景観スポット等のガーデンスポットの情報発信 アイヌ関係事業の実施、支援による保存・伝承活動推進のための伝承講座の開催 シーニックバイウェイ北海道などの取組を促進
【基本方針4】 地域の 総合的な質を 高めるための 景観づくり	景観資源の維持・ 保全・再生等	◆景観資源となる自然環境の維持、保全、再生 ◆景観資源となる健全な水循環の確保 ◆景観資源となる農地や農業用施設の維持、保全 ◆展望地、ビューポイントなどの維持、保全 ◆文化的・歴史的建造物の維持、保全、活用するとともに文化財の保全、活用 ◆表彰により地域性に配慮した建築物の普及の促進 ◆地域の気候風土や身近な素材を活かした地域らしい住宅を普及したまちづくり ◆空き店舗・空き地の有効活用など、賑わいと魅力ある中心市街地の形成 ◆北海道らしいライフスタイルを反映した魅力あるまちなか居住や既存住宅地の更新、再生 ◆地域の景観に配慮した景観重要公共施設の維持、保全 ◆北海道公共事業景観形成指針に沿って公共事業の推進 ◆電線類地中化や空き缶等ごみの散乱防止などの取組 ◆景観重要建造物・樹木の指定に係る要領を作成し、景観資源の維持、保全	国立・国定公園、道立自然公園の歩道等の整備促進、自然公園の公園計画の見直し等 流域環境保全計画の促進 農地や水路などの保全管理に取り組み地域の共同活動に対する支援 展望地などの維持、保全の促進 文化財等の指定・保全の促進 北海道赤レンガ建築賞等による表彰 北方型住宅、北すまいる制度の促進 空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業が施行(H28) 北方型住宅の普及、コンパクトなまちづくり等の促進 景観重要公共施設の維持・保全の促進 街路整備事業、公営住宅整備事業等の促進 街路事業等による電線類地中化の促進 景観重要建造物・樹木の指定の要領の作成
	制度を活用した 景観づくり	◆景観協議会の立ち上げを検討し、モデル地域で立ち上げ後、全道各地に立ち上げ促進 ◆景観法に基づく行為の届出制度の実施 ◆屋外広告物の表示等の規制、屋外広告物登録制度の適切な運用 ◆良好な景観を阻害する建築物等への必要な措置の実施 ◆良好な広告景観形成のための地域指定を推進 ◆地区計画などを活用し建築物などの規制、誘導	景観協議会の立ち上げ、モデル地域の検討 景観法に基づく行為の届出制度を適切に運用 屋外広告物許可・屋外広告物登録制度を適切に運用 空き家対策、空き店舗の活用に関する取組の促進 市町村からの要望による地域指定と実情に応じた規制・誘導を促進 地区計画による建築物等の規制等の促進
	景観づくりの普及 啓発	◆フットパスやオープンガーデン、まち歩きなど、歩いて景観を楽しむ機会の充実 ◆ガーデンング教室、森林教室など、身近な場所で緑を育てる機会の充実 ◆まちづくりやまちなみづくりの表彰による独自の取組の促進	フットパスやオープンガーデン、まち歩きなど、歩いて景観を楽しむ機会の充実 フラワーマスターの育成、北海道植樹祭の開催等 北のまちづくり賞等による表彰
【基本方針5】 景観づくりを 支える人づくり	景観づくりを担 う人材の育成	◆景観づくり学習や体験の機会を充実、専門技術者向け講習会の実施 ◆フラワーマスター認定制度による花のまちづくりの担い手育成の推進 ◆屋外広告物講習会の開催や屋外広告士の養成	景観学習プログラムの推進、木育マスターの育成、活動を促進 フラワーマスター認定講習会の開催 屋外広告物講習会の開催、屋外広告士養成講座への講師派遣
	景観づくりのネ ットワークの形 成	◆景観づくりの担い手同士の情報交換、活動の情報発信の機会の充実 ◆良好な景観の形成に関する調査や情報収集とその活用	市町村景観担当者会議の開催、景観行政団体連絡会議の実施 景観法活用意向調査の実施

各施策の評価と対策	指標の例 (参考)	社会情勢の変化による課題	基本方針の評価	新たな課題
地域指定数が増えなかったことから、情報発信・啓発が不十分。対策が必要 強化	■広域景観形成推進地域の 市町村数 H19 7市町村 ▶ H29 7市町村	○来道観光客の増加 北海道の「景観」は、経済的価値を生み出す重要な観光資源であり、いつまでも、新たな観光客やリピーターが憧れる北海道の景観を守り、創り、整えていくためにも、観光振興と連携し、地域の特性を活かした景観づくりに取り組むことが必要。	広域景観形成推進地域に係る対応を行ってきたが、新たな指定及び指針の策定はない。	新たな広域景観形成推進地域の取組の強化が必要 →【新】 基本方針2へ
地域指定数が増えなかったことから、市町村へ情報発信するなどの対策の強化が必要 強化				
地域指定数が増えなかったことから、情報発信・啓発が不十分。対策が必要 強化				
地域指定数が増えなかったことから、市町村へ情報発信するなどの対策の強化が必要 強化				
複数の活動組織ができていないことから、対策が必要 継続				
規制・誘導により、良好な広告景観に努めている 継続				
届出制度により良好な景観の保全されている 継続				
情報発信、啓発を継続 継続	■景観づくりに関する活動団体数 H19 265団体 ▶ H29 433団体	○人口減少問題と少子高齢化の進行 これらの進行によって、各産業における担い手不足や生産・消費の縮小、地域のコミュニティ機能が低下することにより、北海道の良好な景観が失われていくことから、良好な景観を守り、育てるためにも、庁内において連携を強化し、地域の景観づくりの担い手を育てることが必要。	ホームページ等による景観に関する情報発信、サポート企業登録制度等、協働による景観づくりに成果があったが、今後も継続していくことが必要	→【新】 基本方針3へ
機種の活動について、支援、連携等の検討が必要 継続				
協議会数の立ち上げが進捗していないことから、対策が必要 継続	■景観づくりの活動を支援する企業として登録した数 H19 0社 ▶ H29 86社	○空き家・空き店舗等の増加 空き家、空き店舗等は、地域における景観を阻害する要因であることから、景観を改善するために空き家等の有効活用などの関連施策と連携を促進していくことが必要。	再生エネルギーの活用や、食や観光などを目的とした外国人観光客が急増するなか、環境・食・観光・景観に関する庁内連携が、更に必要である。	景観資源等の情報発信、景観整備機構等の設置、市町村への景観づくりの支援など成果をあげたが、今後も継続していくことが必要
登録件数が停滞していることから、対策が必要 継続				
市町村への助言等を継続 継続	■景観行政団体数 H19 11団体 ▶ H29 17団体	○農業・水産業の国際競争力の強化 生産地は、生産者の生活や生活の営みによって、創りだされた空間の景観です。より一層北海道の「食のブランド」として価値を高め、人が集まり、そして消費されるには、生産者がその景観に気づき、守り、整えることにより、生産への魅力、観光資源としての魅力も高めることが必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	社会情勢の変化に伴い、関連施策との連携強化が必要 →【新】 基本方針1へ
庁内連携のあり方について、検討が必要 強化				
市町村への説明会の開催、各個別の相談に対応 継続	■多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積 H18 50万ha ▶ H27 100万ha	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足、空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	→【新】 基本方針4へ
市町村の良好な景観づくりの促進させるために継続 継続				
施策（事業）と景観との連携を強化するための、検討が必要 強化	■良好な広告景観形成のための地域指定力所数 H19 34箇所 ▶ H29 35箇所	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足、空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	→【新】 基本方針4へ
市町村の良好な景観づくりを促進させるために継続 継続				
市町村への支援を継続 継続				
施策（事業）と景観との連携を強化するための、検討が必要 強化	■すくれた自然地域の面積 H18 893千ha ▶ H29 895千ha	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足、空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	→【新】 基本方針1へ
施策（事業）と景観との連携を強化するための、検討が必要 強化				
施策（事業）と景観との連携を強化するための、検討が必要 強化	■「北方型住宅」の登録数 H17 7件 ▶ H29 3,704件	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足、空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	→【新】 基本方針1へ
施策（事業）と景観との連携を強化するための、検討が必要 強化				
指定数が増えなかったことから、情報発信・啓発が不十分。対策が必要 継続	■景観協議会の設置数 H19 0カ所 ▶ H29 1カ所	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足、空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	→【新】 基本方針1へ
協議会数の立ち上げが進んでいないため、対策が必要 継続				
協議会の立ち上げが進んでいないため、対策が必要 継続	■良好な広告景観形成のための地域指定力所数 H19 34箇所 ▶ H29 35箇所	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足、空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	→【新】 基本方針1へ
制度の活用により、景観が保全されていることから、継続していくことが必要 継続				
取組を継続していくことが必要 継続	■フラワーマスター認定登録者数 H19 1,948人 ▶ H29 2,386人	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足、空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	→【新】 基本方針1へ
施策（事業）と景観との連携を強化するための、検討が必要 強化				
施策（事業）と景観との連携を強化するための、検討が必要 強化	■屋外広告物講習会修了者数 H19 2,514人 ▶ H29 2,912人	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足、空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	→【新】 基本方針1へ
地域との連携について、検討が必要 継続				
地域との連携について、検討が必要 継続	■5年以上継続して活動している景観づくりに関する活動団体の割合 H19 29% ▶ H29 81%	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足、空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	→【新】 基本方針1へ
人材育成を継続していくことが必要 継続				
情報の収集や発信する機会を継続していくことが必要 継続				

課題に向けた取組方針
<p>新たな基本方針 平成30(2018)年度～平成39(2027)年度 施策の展開方向</p> <p>庁内の関係部局にて施策の連携を強化し、「景観」に関する支援・普及啓発・情報発信を市町村や道民等に積極的に行うことにより、地域における景観の価値への「気づき」を促して関心を高め、協働・連携を促進させ、北海道の良好な景観の形成をめざします。</p>
<p>【重点的な取組】</p> <p>関係部局（施策）との連携し、景観に関する情報発信を積極的に行い、景観への意識を高める。</p> <p>【基本方針1】 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関連施策との連携による景観づくり ○観光振興につながる景観づくり ○食のブランド・北海道につながる景観づくり ○景観資源の維持・保全・再生等 ○北海道公共事業景観形成指針に沿って推進する良好な景観づくり
<p>【継続的な取組】</p> <p>景観の広がり意識し、景観づくりの「主体」と「施策区分」を明確にして、連携・協働の強化を図る。</p> <p>【基本方針2】 一体性と連続性のある広域景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観法に基づく行為の届出制度の活用 ○広域景観形成推進地域の指定と促進 <p>【基本方針3】 地域固有の多様な景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な景観づくりの機運の醸成 ○景観づくりのネットワークを形成 ○多様な景観づくりの取組を支援 <p>【基本方針4】 道民との協働によりめざす良好な景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の身近な景観づくりの取組を支援 ○協働の体制づくり ○景観づくりを担う人材の育成

北海道景観形成ビジョンの見直しについて（概要）



第1章 良好な景観の形成のための視点

景観は、人々の生活や事業活動等の営みと自然、歴史、文化等が重なりあって形をなすたたずまいのことです。景観には、人々が何を大切にし、どのようなルールで暮らしているか等の価値観やライフスタイルそのものが表れてきます。

北海道においては、広大な自然が市町村の境界を越えて存在する広域性、さまざまな自然、歴史、文化が重なり合う多様性が存在し、これらの景観特性のもと、農山漁村の景観、住宅地や市街地の景観、商業地の景観など、北海道特有の景観が形成されてきました。

そこには、広大で密度の高い自然と快適な都市生活の両者を享受できる暮らし、また、厳しい自然環境と向き合いつつ、自然と共生する中から生まれてきた素朴な暮らし、といった、北海道に暮らす人々のライフスタイルの特性が反映されています。

このように景観は、地域の歴史をものがたり、人々の暮らしと文化の積み重ねを反映し、環境と地域社会との関係が表れるものです。

「良好な景観」とは、単なる表層の美しさだけではなく、
そこでしか味わえない感動や安らぎを与えてくれるものです。
「良好な景観」を形成していく際には、次の「3つの視点」を大切にしていきます。

地域の個性や価値を
認め合う
「地域らしさ」
を大切にす視点

+

目標を共有し、役割を分担
しながら連携し、助け合う
「協働」
の視点

+

日々の取組を継続することで
持続可能な地域をつくる礎となる
「継続」
の視点

【地域らしさの視点】

○地域の個性や価値を認め合う、「地域らしさ」を大切にす視点

良好な景観は、住む場所、訪れる場所として、人を惹きつけ、感動を与える場所となり、そこで生産された物の価値を高めるなど、観光振興など経済活動を活性化、交流・定住人口の増加、コミュニケーションの機会の増加を生み出していく、地域固有の価値となるものです。

地球規模で様々な活動や情報がグローバル化している時代において、地域のアイデンティティー、すなわち地域固有の価値は、地域の魅力を計る上での大きな要素の一つです。

北海道の良好な景観は、日本の中において、またアジアの中、世界の中にあっても、地域固有の価値として認められるものであり、今後さらに、北海道の特性を最大限活かし、「地域らしさ」を大切にすた^きな^なりの景観※によって北海道をより魅力ある地域にしていくことが、これからの時代の新たな発展への基盤となります。

【協働の視点】

○多様な主体が目標を共有し、知恵や力を合わせ、大きな力を生み出す「協働」の視点

良好な景観は、人々の生活や事業活動などの営みと豊かな自然や歴史、文化等が良い状態で共存し、重なりあっている、環境と地域社会が調和した姿を映し出すものです。

そして、良好な景観を形成するためには、生活する人や生産や事業を行う人、景観づくりを支援する人など、地域に関わる様々な人々が力を合わせていく必要があります。

景観づくりにおいて、住民や行政、企業、公益法人をはじめとする各種団体、専門家などの様々な立場の人々や、環境や産業、教育、文化など多様な分野に携わる人々が、対話を重ね、共通の目標を持ち、適切に役割を分担しながら、連携し、助け合うこと、すなわち「協働」することが大切です。

地域に関わる多様な主体が、地域らしい良好な景観に「気づき」、「守り」、「育て」、そして「整えて」のイメージを共有し、力を合わせていくことは、魅力ある地域をつくる大きな力を生み出すことにつながっていきます。

【継続の視点】

○地道な日々の取り組みを継続することで、持続可能な地域をつくる礎となる「継続」の視点

良好な景観は、短い期間で出来上がるものではなく、継続的に手をかけ、守り、創り、整えていくという、継続した取組によって生み出されていくものです。長い歴史の中で変わらぬ姿の自然や歴史的まちなみも、日々の保全活動や維持管理によって守られているものであり、また、失われた自然を再生したり、雑然とした市街地を徐々に調和のとれたまちなみにしていくことも、日々の継続した取組によってなされるものです。

このような地域では、多くの人々が、自分たちのライフスタイルに誇りを持って地域づくりに取り組み、世界中の人々を惹きつけるとともに、良好な景観が故郷を大切にする感性豊かな人を育てます。そして、その新たな担い手が地域らしい良好な景観を守り、創り、整えていくという、世代を超えた継続の仕組みが生まれます。

このように、時を重ねて「継続」して景観づくりに取り組んでいくことは、北海道が将来にわたって持続可能で豊かに暮らせる地域となることにつながっていきます。

第2章 めざす姿

- 1 めざす姿 「美しい景観のくに、北海道」
- 2 めざす姿の実現に向けた基本姿勢
- 3 各主体に期待される役割

1 めざす姿 「美しい景観のくに、北海道」

北国らしい家が建ち並び、沿道には季節の花や緑が手入れされている住宅地の景観や、開拓によって形づくられた格子状の区画などの歴史が息づく豊かな田園の景観、炭鉱や鉄鋼業など産業の発展により形成された市街地の景観、アイヌの伝統、縄文遺跡と近代開拓などの歴史が重なる文化的景観、世界的にも認められた、知床世界自然遺産をはじめとした自然景観など、地域らしさを醸し出す様々な「良好な景観」が、北海道の各地に存在しています。

すべての道民がともに力を合わせ、「良好な景観」が北海道全体に形成され、点から線、線から面へと広がり、お互いが共鳴し合いつながり合って、それぞれの魅力が光り輝き、そして時を経て成熟していく「美しい景観のくに、北海道」をめざします。

【めざす姿のイメージ】

- ・北の大地に広がる、緑豊かな平野や森林、山並み、神秘的な湖沼、河川、一面が白一色で覆われた雪原、流氷が到来する冬の海岸など、雄大な自然が最大限活かされ、その地域固有の歴史・文化・風土などを地域の人々が共有の財産として大切にしており、個性や特性が活かされた魅力溢れる地域が全道各地に形成されています。

- ・雄大な山や河川、森林、海岸などを背景に、パッチワークのような畑が広がる豊かな農地や、何キロにも渡って重なり合いながら続く防風林、自然と調和しつつ賑わいのある港や漁村、北国らしいデザインや色彩が調和した建物などが建ち並ぶ緑豊かな市街地など、北海道の広大なスケール感を活かした一体的、連続的な景観が形成されています。

- ・そこに暮らす人々が、自然や郷土に愛着と誇りを持ち、目標や理念を共有して、その地域にふさわしいルールをつくり、実践しているとともに、制度づくりや資金協力、マンパワー、アドバイスなど、必要な支援が提供されるよう、行政機関や民間企業、活動団体などが協働で取り組んでいます。そのことによって、どこでも地域らしさを活かした景観づくりが進められています。

- ・景観づくりを通して、環境保全や観光振興、地域ブランドの創出、商店街の活性化、住環境の向上などが図られ、様々な分野での人々や経済の交流が生まれ、人口減少社会においても持続可能な安らぎと希望に満ちた地域社会が形成されています。

- ・日々の継続した景観づくりが積み重ねられ、次の世代に引き継がれ、時を重ねても色あせず、時の経過によって成長、成熟した景観が形成されています。

- ・建物などの建築、構造物の建設、土地を開発したりなどする際には、周辺景観との調和や地域の良好な景観資源への眺望に配慮することを常とし、北海道のどの地域においても良好な景観が広がっています。

・良好な景観の中で日々の生活を送ることは、豊かなライフスタイルの実現であるとともに、豊かな心を育てる情操教育そのものとなっています。さらに、こうした環境の中で育った子供たちが、地域に誇りと愛着を持ち、良好な景観づくりを実践していくという良い循環の中で、地域の魅力が創り出され、地域が維持されています。

2 めざす姿の実現に向けた基本姿勢

「美しい景観のくに、北海道」を実現させるためには、地域に関わる多様な主体が協働し、次の基本姿勢を持って取り組んでいく必要があります。

めざす姿の実現に向けた基本姿勢

地域らしさを尊重し、
活かしていきます

みんなが知恵や力を
出し合います

日々のたゆみない
積み重ねを大切にします

基本姿勢1 地域らしさを尊重し、活かしていきます

地域の自然や歴史、文化等が織り重なることにより、そこでしか生まれない、愛着や誇りの持てる良好な景観が形成されます。そうするために、生活する人の目、外から訪れる人の目も加えながら、地域の特性を知り、地域らしさとは何かを考え、育んでいく景観づくりに取り組みます。

北海道では、これまでも生活に根ざした き^なりの景観※を大切にしてきました。むやみに飾り立てたり、形だけを真似するのではなく、**地域の素材を活かし、地域にふさわしい色彩を活用し、環境と共生したライフスタイルや生産の姿が映し出された景観を、「地域らしさ」として大切に**していきます。

基本姿勢2 みんなが知恵や力を出し合います

景観づくりには、住民や行政、企業、公益法人をはじめとする各種団体、専門家など様々な立場の人が知恵を出し合い、環境や産業、教育、文化など様々な分野からのアイデア、力を寄せ合っていくことが大切です。

様々な立場や分野の人が、話し合いの場を持つことで、地域の景観の成り立ちや特性に気づき、様々な目線から地域らしさのイメージを模索し、確認し合いながら、めざす姿の実現に向けての役割分担や支援の内容などについて考え、その地域にふさわしい協働のカたちをつくっていくことを大切にしていきます。

基本姿勢3 日々のたゆみない積み重ねを大切にします

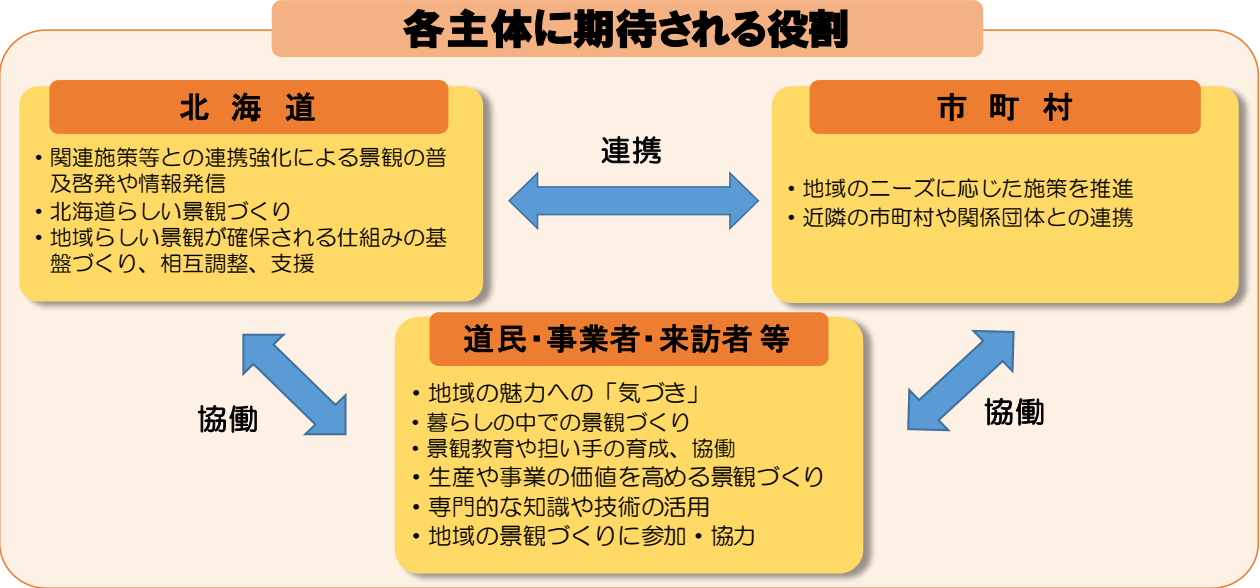
暮らしの中の身近にある景観も、観光名所の風光明媚な景観も、良好な景観を創り、価値を高めていくのは、地域の人々の日々の活動の積み重ねです。一人ひとりの活動は小さなものであっても、多くの人を巻き込み、たゆまず継続していくことで、大きな成果につながっていきます。

景観づくりにおいては、人と人との結びつきも培われていきます。地域の活動のネットワークの広がりや、より深い充実感を生み、成果や喜びを分かち合う仲間がいることが継続への力となります。

時間をかけ、創り上げていくプロセスをみんなで楽しみながら、一つひとつ丁寧に、身の丈にあった活動をたゆみなく継続していく、堅実な取組を大切にしていきます。

3 各主体に期待される役割

めざす姿を実現していくためには、そこで生活する人や生産や事業を行う人、維持管理や整備を行う人などがそれぞれの役割を認識し、お互いに連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。また、北海道を訪れる人も、良好な景観を気づき、守り、創り、そして整える一員として期待されます。



【北海道の役割】

- ・**庁内の関係部局との連絡調整会議等により、施策の連携を強化**し、市町村や道民等に景観づくりの支援・普及啓発、景観の魅力情報を発信していきます。
- ・北海道の景観特性である**広域性と多様性を大切にした北海道らしい景観づくり**に取り組めます。

・北海道のどの地域においても地域らしい景観づくりが進められるよう、規制・誘導などの制度を活用し、**良好な景観の形成において一定の質が確保されるような仕組み**の基盤づくりを行います。

・地域が主体となった景観づくりが進められるよう、**市町村や活動団体などの相互調整や支援**を行います。

【市町村の役割】

・それぞれの**地域における景観づくりの課題や地域の要望を的確に捉え、住民の理解を得ながら、景観条例の制定や景観計画などの策定**によって景観づくりの基本的方向を定め、必要な景観施策に主体的に取り組むことが期待されます。

・**広域的な景観づくりにおいては、共通の指針に沿った取組を実践**するため、近隣の市町村や関係団体と連携を図ることが期待されます。

【道民の役割】

・道民一人ひとりが、地域の魅力に気づき、自分たちの暮らしの場が安らぎのある快適な空間となるよう、また、訪れる人が北海道の魅力を感じられるよう、日々の暮らしの中での身近な景観づくりを実践し、**地域の協働による景観づくりに積極的に参加、協力**することが期待されます。

・次の世代へと引き継がれ、継続されていくよう、子供たちへの景観教育や**新たな景観づくりの担い手を育成**していくことが期待されます。

【事業者の役割】

・事業活動が周辺環境と調和するよう配慮し、**地域での協働の景観づくりに積極的に参加**することが期待されます。

・農林水産業等に携わる事業者には、その**生産活動の場が良好な景観を有する**ことに気づき、生産物の付加価値や観光資源としての価値が増すことを意識し、景観づくりに取り組んでいくことが期待されます。

・観光に携わる事業者は、**良好な景観が観光資源の価値や魅力を向上させる**ことを意識し、訪れる人、生活する人の両者に配慮しながら、良好な景観づくりに積極的に参加することが期待されます。

・建築や土木、造園、屋外広告物等の景観に深く関わる事業者には、景観づくりのための技術やデザインの向上に努め、**地域らしい良好な景観づくりに専門的な知識や技術を活かす**ことが期待されます。

【来訪者等の役割】

・北海道を訪れる観光者や滞在者、又は、道外にいながら北海道を愛し、応援してくれる人は、**地域の魅力を気づき、その価値を地域の人と共有**するとともに、地域の良好な景観が損なわれることがないように、景観の保全や景観づくりに参加し、協力することが期待されます。

第3章 基本方針と施策の展開方向

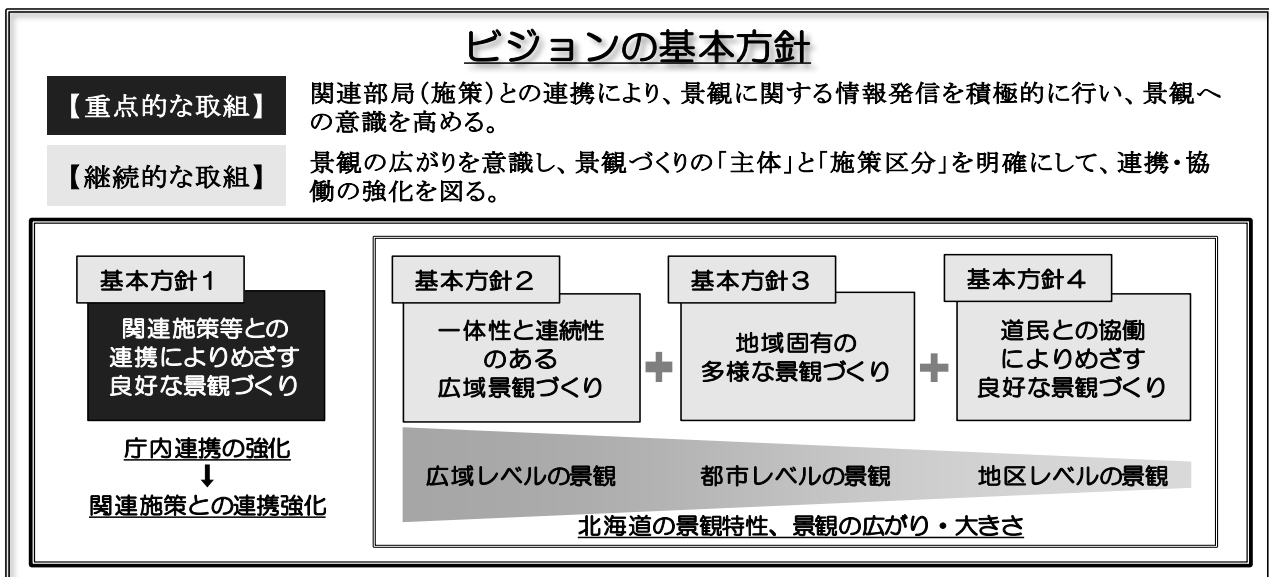
- 基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり
- 基本方針2 一体性と連続性のある広域景観づくり
- 基本方針3 地域固有の多様な景観づくり
- 基本方針4 道民との協働によりめざす良好な景観づくり

北海道では、このビジョンのめざす姿を実現していくため、次のとおり**4つの基本方針**に改めて取り組みます。

【重点的な取組】とした基本方針 1 は、庁内の関係部局にて施策の連携を強化し、「景観」に関する情報発信を積極的に行い、市町村や道民等に支援・普及啓発を行うことにより、地域における景観への関心を高めます。

また、**【継続的な取組】とした基本方針 2、3 及び 4** については、基本方針 1 の効果を高めるため、「広域レベルの景観」・「都市レベルの景観」・「地区レベルの景観」の景観の範囲で分類した構成に施策を見直すことにより、各主体への施策区分を明確にし、「連携」・「協働」の強化を図ります。

なお、基本方針については、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて施策の展開方向を見直すこととします。



「景観の広がり」のイメージ

景 観 の 範 囲	各 主 体	自然的要素	暮らしに関連する要素
広域レベルの景観 市町村の区域を越える範囲を対象とする景観	北 海 道 広域景観形成地域 (複数の市町村が連携)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広大で自然豊かな土地 ・ 雄大で美しい山々 ・ 豊かな表情の3つの海 ・ 広大で豊かな平野 ・ 地域をつなぐ川の流れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域をつなぐ道路 ・ 羊蹄山麓を中心に町村をつなぐ統一した景色 ・ 農林水産業の風景 ・ 格子状の田園 ・ 広々とした丘陵や牧草地帯
都市レベルの景観 市町村の区域を対象とする景観	市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火山とカルデラ湖 ・ なだらかな丘陵 ・ 河川流域の盆地 ・ 海岸線に点在する海岸段丘や海跡湖 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業と生活がつくる北国の風景 ・ 計画的市街地 ・ 直線道路、防雪柵 ・ 様々な歴史を伝える市街地
地区レベルの景観 単一又は複数の町内会・自治会で構成した区域を対象とする景観	道 民 者 等 事 業 者 等 来 訪 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然と生活をつなぐ河川 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業史跡 ・ 北国のリゾート ・ 北国の住まい ・ 身近な清掃活動 等

広域景観形成地域※とは、市町村界を越えた共通性あるいは統一感のある景観の広がりを共有している地域道では、市町村からの申し出に基づき、地域を指定し、指針を定め、地域に合った広域景観づくりを促進します。

1 【重点的な取組】

基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり

北海道の景観は、雄大な自然環境、農林水産業と生活の営みがつくらす風景、文化や歴史を感じる建築物や遺跡など多様な要素によって形成されています。

これらを日々の暮らしの中で見慣れている風景としてではなく、道民一人ひとりが、景観の価値に気づき、将来にわたって享受できるように守り、育て、整えることにより、良好な景観を形成することができます。

この景観への「気づき」を促すため、北海道では関連部局と連携を強化し、自然環境の保全、地域産業の振興、文化・歴史を感じる建造物で形成されるまちなみの風景の保全など幅広い分野の施策と景観が関わって情報発信し、北海道内における協働と連携を促進させていきます。

【施策の展開方向】

○関連施策との連携による景観づくり

関連施策と景観との連携を強化するため、庁内の関係部局との連絡調整会議等により情報を共有し、景観に関する情報発信を積極的に行うことで、庁内外に向けて景観づくりの支援、普及啓発を積極的に行い、各主体との連携・協同の強化を図ります。

○観光振興につながる景観づくり

観光振興に係る施策と連携を図ることにより、国内外から訪れる人々に感動を与え続けることができる地域の特性を活かした景観づくりを促進し、観光地としての魅力を高めます。

○「食のブランド・北海道※」につながる景観づくり

新鮮で品質の高い本道の水産物は、厳しい北の海の自然と調和した漁村の景観とあいまって、地域ブランドを形成しています。

また、豊かな大地ときれいな水・空気に恵まれ、多様な生物が生息する農村・山村の景観は、住む人、訪れる人にうるおいとやすらぎを与えるとともに、安全でおいしい農畜産物が生産されている様子を消費者に伝えるものです。

農水産物等の価値をさらに高められるよう、地域で営む人々が自然と調和した漁村・農村・山村の景観に気づき、その営みを観光資源にするなど、消費者がより魅力的に感じる景観を創造することを促進します。

○景観資源の維持・保全・再生等

景観の主要な構成要素である景観資源について、道民共有の財産として維持、保全、再生されていくよう、取組を進めます。

景観への意識を高めるため、各種事業と連携を強化し、地域におけるまちづくりの取組や環境の保全に資するような、**景観に配慮した公共事業の展開**を進めます。

○北海道公共事業景観形成指針に沿って推進する良好な景観づくり

北海道が実施する公共施設の建設、その他の公共事業において、**景観づくりのための考え方や方向性に基づき事業を促進し、北海道ならではの景観を形成**していきます。

2 【継続的な取組】

基本方針2 一体性と連続性のある広域景観づくり

北海道は、地形や地質、気候、歴史、文化などの共通性から捉えた広域の景観について、様々な景観づくりの活動と連携し、**広域景観形成推進地域※**の指定による広域景観づくりを推進してきました。

これからも、**広域レベルの景観の特性に配慮し、一体性と連続性を保ちつつ、北海道の雄大な大地と人々の営みにふさわしい広域景観づくり**の取組を充実させていくため、地域の特性や取組の進捗状況に応じた支援を推進するとともに、大規模な開発や施設整備と景観が調和するように規制や誘導を行います。

【施策の展開方向】

○景観法※に基づく行為の届出制度の活用

景観法※等を活用した行為の制限や景観を阻害する要因への対応などを行います。また、**周辺の景観と調和するよう、適正な規制・誘導を行う**ことにより、多くの人々を惹きつけ、地域で暮らし働く人々が誇りに思えるような、賑わいや落ち着きが感じられる景観を形成します。

○広域景観形成推進地域※の指定を促進

市町村が広域で景観づくりに取り組むにあたって、守るべき景観資源の発掘や評

価値、価値の共有を図り、広域で景観づくりに取り組むメリットなどの情報発信や、目標像の構築に向けての意識啓発など、**広域景観づくりへの機運の醸成**を図ります。

また、北海道では、**広域景観形成推進地域**※の指定及び指定地域における指針の策定に向けて、**市町村が広域景観づくりを協働で行っていくための体制づくりを支援**します。

基本方針3 地域固有の多様な景観づくり

北海道は、広大な大地の中で、自然や歴史、文化を持ち、日々の営みや なりわい 生業を映し出した自然景観や田園景観、都市景観など地域ごとの多様な景観を守り、創り、整えてきました。

また、地域の景観づくりにおいて、独自のルールを定めたり、地域の主体的な活動の充実が図られるなど、積極的に景観づくりに取り組む地域が、各地で増えてきています。

景観づくりに主体的に取り組む様々な人々が、**各地域の特性や取組の進捗状況にあわせて、協働の体制をつくり、地域の自然や歴史、文化が織りなす地域固有の多様な景観づくり**が行えるように支援します。

【施策の展開方向】

○多様な景観づくりの機運の醸成

地域の良好な景観資源※や景観づくりに関する意識の共有を図り、多くの人々が景観づくりに関心を持ち、参加できるよう促します。

○景観づくりのネットワークを形成

景観づくりに関する情報やアドバイスを必要に応じて受けることができ、経験や実績、アイデアが**他の地域の景観づくりにも役立てられるよう、ネットワークの形成**を図ります。

○多様な景観づくりの取組を支援

地域の住民が、その地域の景観に対して共通の認識をもち、十分な協議を経ながら景観づくりを進めることができるよう、**市町村や景観づくりに取り組む団体などと連携、協力し、地域のルールづくりを促進**します。

また、**市町村が景観行政団体**※となって独自の景観づくりの方針や景観計画を定め、主体的に景観づくりに取り組んでいけるよう**支援**します。

基本方針4 道民との協働によりめざす良好な景観づくり

景観づくりが世代を超えた息の長い取組として継続されるためには、道民一人ひとりの身近な景観づくりの積み重ねと、その活動を支える人づくりが大切です。

多くの人に景観づくりや良好な景観の価値を知ってもらうための「気づき」を促すための普及啓発や、地域の景観づくりを担う人材の育成、景観づくりの活動を広げ深めていくための情報共有や活動の連携などのネットワークづくりを進めます。

【施策の展開方向】

○地域の身近な景観づくりの取組を支援

身近な暮らしの中の景観において、感動や安らぎを感じられるような体験の場を増やし、多くの人に景観づくりの大切さや楽しさについて知ってもらう機会の充実を図ります。

また、景観づくりの取組事例や活動内容について情報発信し、良好な景観への共通の価値観を持つことができるよう促進します。

○協働の体制づくり

景観づくりに関する情報を住民や行政、企業、公益法人をはじめとする各種団体、専門家などが共有し、ともに知恵を出し合い、話し合いを重ねながら景観づくりを進めていく、協働の体制づくりを支援します。

○景観づくりを担う人材の育成

道民の共有財産である良好な景観を将来にわたって引き継いでいくために、北海道の未来を担う子供たちが景観づくりについて学ぶ機会の充実や、地域の活動の核となる人材の養成など、地域の人々が自ら景観づくりを行っていきけるような環境づくりを進めます。

第4章 ビジョンの推進

- 1 重点的な取組の進め方
- 2 継続的な取組の進め方

このビジョンを着実に効果的に推進するために、基本方針ごとの施策の進め方を庁内関連部局間で協議するなど、連携を密にし、景観をキーワードにした戦略的な地域再生、持続的な地域づくりに向けて全庁的に取り組むことで、効果的な施策の実施を図ります。

1 【重点的な取組】の進め方

基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり

○関連施策との連携による景観づくり

- ◆ 庁内の関係部局との連絡調整会議等により情報共有し、庁内における景観への意識を高めます。
- ◆ 北海道の景観の魅力を情報発信することにより、景観への意識を高めることで、協働と連携を促進します。

○観光振興につながる景観づくり

- ◆ グリーンツーリズム※、マリンツーリズム※の推進が図られるよう、美しい農村・漁村の景観づくりを促進します。
- ◆ 北海道の気候風土や文化を活かした景観づくりを促進します。
- ◆ 日々の暮らしを豊かにし、人々の交流や、訪れる人に感動を与える花を活かした景観づくりを促進します。
- ◆ 北海道遺産※構想の推進などによる、北海道の歴史や文化を活かした景観づくりを促進します。
- ◆ ドライブ観光の推進が図られるよう沿道景観づくりを促進します。
- ◆ 観光産業と地域との連携・協働による景観づくりを促進します。

○「食のブランド・北海道※」につながる景観づくり

- ◆ 漁業、農業、加工業等を営む地域がもたらす良好な景観に、生産者及び消費者が気づくための啓発を促進します。
- ◆ 美しい漁村、農村、山村、まちなみ、海岸、河川及び湖沼などの景観を維持、保全を促進します。
- ◆ 環境と調和した漁業、農業、加工業の生産を通じた美しい景観の創出・保全を促進します。
- ◆ 市町村の景観農業振興地域整備計画の策定を促進し、美しい農村景観づくりの連携を強化します。

○景観資源の維持・保全・再生等

- ◆ 市町村が取り組む空き家対策等が、円滑に推進できるよう情報発信や相談対応等などの支援を行います。
- ◆ 空き家等の活用や適正管理の推進に向けて、道民等への周知・啓発を行います。
- ◆ 空き店舗・空き地の有効活用への取組を支援し、賑わいがある中心市街地の創出を促進します。
- ◆ 自然公園等の豊かな自然景観の維持・保全を促進します。
- ◆ 森林の適切な整備による緑豊かな森林景観づくりを促進します。
- ◆ 環境保全の取組による環境と共生した景観づくりを促進します。
- ◆ 省エネ、地産地消※、リサイクルなど資源の有効利用が進められたクリーンな大地を活かした景観づくりを促進します。
- ◆ 優良田園住宅の推進などによる、豊かな田園景観づくりを促進します。
- ◆ 史跡、名勝、天然記念物など※の文化財を保全、活用した景観づくりを促進します。
- ◆ 文化的・歴史的建造物の維持・保全・再生や、文化財の保存・活用した景観づくりを促進します。

○北海道公共事業景観形成指針※に沿って推進する良好な景観づくり

- ◆ 電線類地中化事業による景観の保全を促進します。
- ◆ 誰もが景観を楽しむことができる展望地、道路や遊歩道からのビューポイント※など、優れた視点場の維持・保全等を促進します。
- ◆ 北海道景観計画※に定める景観重要公共施設※においては、地域の景観づくりに配慮しながら事業を促進します。
- ◆ 自然やまちなみ景観を生かした都市公園、街路などによる市街地の景観づくりを促進します。

2 【継続的な取組】の進め方

基本方針2 一体性と連続性のある広域景観づくり

○景観法※に基づく行為の届出制度の活用

- ◆ 景観法※に基づく行為の届出制度など、各種法令・条例に基づく手続きを通じて、質の高い景観への誘導を行います。
- ◆ 北海道景観条例に基づき、良好な景観の形成を著しく阻害していると認められる建築物等への必要な措置を行います。

○広域景観形成推進地域※の指定を促進

- ◆ 地域ブランドの創出など、広域景観づくりの効果やメリットを道民や事業者、市町村に情報発信し、地域の景観資源について意識の共有化を図るなど、地元の景観づくりに対する機運の醸成を図ります。
- ◆ 北海道の豊かな自然や田園、歴史的・文化的遺産、景観上重要な建造物、樹木などの景観資源や、それらを眺めることができる場所（眺望スポット）などについて情報発信し、広域景観づくりの意識啓発を図ります。
- ◆ 景観法※に基づく建築物等の規制・誘導など、広域景観形成推進地域※において必要な制度が活用できるよう、支援します。
- ◆ 地域の意見を踏まえ、広域景観形成推進地域※の指定を行うとともに、指定地域における景観づくりのルールとなる広域景観形成指針を策定します。
- ◆ 地域における様々な景観づくりの取組との連携を一層進め、広域景観形成推進地域※の活動の広がりや内容の充実を図ります。
- ◆ 広域景観づくりに取り組む市町村や活動団体、公共施設管理者、地域住民等で構成する話し合いの場づくりを推進します。

基本方針3 地域固有の多様な景観づくり

○多様な景観づくりの機運の醸成

- ◆ 自然公園、自然遺産、文化遺産、産業遺産、文化財、歴史的建造物などの景観資源や、それを眺めることができる景観スポットなどの情報発信を強化し、景観づくりへの意識啓発や景観づくりへの参加を促進します。
- ◆ 景観づくりの取組事例について情報発信し、各地域において景観づくりが展開されるよう促進します。
- ◆ 道民が地域の良好な景観の「気づき」を促すためのセミナー等の開催を推進します。

○景観づくりのネットワークを形成

- ◆ 良好な景観形成に向けての情報交換の機会を充実し、情報発信していきます。
- ◆ 景観づくりに関わる団体や担い手が、その活動を広げ、継続していくことができるよう、活動の紹介や情報交換を行うことのできるセミナー等の充実を図ります。
- ◆ 国と連携した景観行政団体連絡協議会にて、各団体における取組事例、国の動きなどの情報を共有します。
- ◆ 良好な景観の形成に関する調査や情報収集を行い、効果的な施策の実施に役立てるための情報発信を強化します。

○多様な景観づくりの取組を支援

- ◆ 市町村が、景観法※の活用による良好な景観の形成に向けた施策を進めることができるよう景観行政団体※への移行、景観計画策定などへの助言を行います。
- ◆ 景観法※に基づき指定する景観整備機構※や景観協議会※の設置を促進します。
- ◆ 自然や文化を活かした地域づくりに取り組んでいる団体が、必要に応じて景観づくりに関するアドバイスを受けられる環境を整えます。
- ◆ 景観法※に規定する景観協定※の活用について情報提供を行い、必要な地域において活用が図られるように促進します。
- ◆ 景観法※を活用した景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を促進します。
- ◆ 市町村で実施する違反広告物の簡易除却（政令市及び中核市を除く全市町村に権限移譲済み。）取組を支援します。
- ◆ 市町村において、建築物の形態意匠などを制限する景観地区の指定や、屋外広告物に係る地域の自主的なルールを策定できるよう、必要な情報を提供します。
- ◆ 屋外広告物事務・権限移譲を受けた市町村に、事務処理方法等を示したマニュアル等を提供し、事務処理の個別指導を行うなど、移譲事務の適切な遂行を支援します。
- ◆ 良好な広告景観を形成するため、市町村の条例、計画等や地域住民による景観づくりの取組との整合性を図りながら、良好な広告景観形成のための地域指定※を行うなど、屋外広告物の規制・誘導を行います。
- ◆ 地域にあった景観にあわせ、景観法※を活用した建築物などの規制、誘導を促進します。
- ◆ 市町村において、調和が図られたまちなみを形成するため、地区計画などを活用した建築物などの規制・誘導を促進します。

基本方針4 道民との協働によりめざす良好な景観づくり

○地域の身近な景観づくりの取組を支援

- ◆ 景観を楽しむスポットを歩いて巡るフットパス※や、個人の庭を鑑賞できるオープンガーデン※巡り、まちなかの建物や名所を巡るまちなみ散策など、歩いて景観を楽しむ機会の充実を促進します。
- ◆ 花や樹木を地域の住民が協働で育てる活動を促進します。

○協働の体制づくり

- ◆ 良好な景観の形成に関する活動を支援する景観整備機構※と連携を図り、地域の景観づくりを協働で進める体制づくりを支援します。
- ◆ 北海道景観づくりサポート企業との連携を図り、地域との景観づくりを推進し

ます。

○景観づくりを担う人材の育成

- ◆ 子どもから大人までが様々な場において、地域らしさを活かした景観の維持、保全、創造の大切さを学ぶことができるよう、環境保全や歴史・文化の振興など、良好な景観づくりにつながる様々な分野の学習や体験の機会を充実していきます。
- ◆ 建築士や、建設業者、屋外広告物事業者、造園業者などの専門技術者が、景観デザイン等に関する知識を共有することができるよう、関係団体との連携を図りながら、継続的な学習の機会を持つための仕組みを検討し、専門技術者向けの景観デザインに関する講習会を促進します。
- ◆ フラワーマスター認定制度※を活用し、花のまちづくりの担い手育成を促進します。
- ◆ 屋外広告物講習会の開催などを通じ、屋外広告業者の資質の向上を図るとともに、屋外広告物の製作・施工に関する総合的な知識や技術を有する屋外広告士の養成を促進します。

※ 施策の推進方法について(北海道景観審議会:説明用)

施策の推進につきましては、毎年、各施策との連携内容と実施状況を取りまとめ、施策の進捗管理を行い、北海道景観審議会からご意見等をもとに施策を推進していきます。

なお、前ビジョンの「指標の例」は、当施策の進捗を測る「目安」として掲載していた数値であり、各施策の所管部各課における成果であるため、景観に係る指標と誤解を招くことから、この度のビジョンから掲載していません。

資料編

- 1 関係する計画・指針等
- 2 関連用語解説

1 関係する計画・指針等

計画名・指針名	所管部
国土利用計画（北海道計画）	総合政策部
北海道土地利用基本計画	総合政策部
北海道山村振興基本方針	総合政策部
北海道離島振興計画	総合政策部
北海道過疎地域自立促進方針	総合政策部
北海道環境基本計画	環境生活部
北海道環境宣言	環境生活部
北海道空き缶等の散乱防止に関する基本方針	環境生活部
北海道海岸漂着物対策推進計画	環境生活部
北海道自然環境保全指針	環境生活部
自然公園公園計画（各公園ごと）	環境生活部
知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画	環境生活部
北海道環境教育等行動計画	環境生活部
北海道文化振興指針	環境生活部
北海道観光のくにつくり行動計画	経済部
北海道グリーンツーリズム推進指針	経済部
北海道アウトドア活動振興推進計画	経済部
北海道地域商業活性化方針	経済部
北海道地域貢献活動指針	経済部
北海道農業・農村振興推進計画	農政部
北海道農業農村整備推進方針	農政部
農業振興地域整備基本方針	農政部
北海道農業農村整備環境配慮指針	農政部
農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針	農政部
北海道食の安全・安心基本計画	農政部

計画名・指針名	所管部
北海道水産業・漁村振興推進計画	水産林務部
北海道森林づくり基本計画	水産林務部
北海道教育推進計画	教 育 庁
北海道景観計画	建 設 部
北海道公共事業景観形成指針	建 設 部
羊蹄山麓広域景観づくり指針	建 設 部
羊蹄山麓景観広告ガイドライン	建 設 部
新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン	建 設 部
北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン	建 設 部
北海道都市計画マスタープラン	建 設 部
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	建 設 部
コンパクトなまちづくりに向けた基本方針	建 設 部
北海道広域緑地計画	建 設 部
北の住まいるタウン	建 設 部
北海道住生活基本計画	建 設 部
北海道の川づくり基本計画	建 設 部
河川整備基本方針	建 設 部
河川整備計画	建 設 部
海岸保全基本計画	建 設 部
公共土木施設の維持管理基本方針	建 設 部
北海道の空き家等対策に関する取組方針	建 設 部

2 関連用語解説

あ	<p>【オープンガーデン】 個人の庭などを一定期間人々に公開すること。1920年代に英国ではじまった。北海道では平成15年より恵庭市、岩見沢市等を中心にオープンガーデンの取り組みがはじまり、全道各地に広がっている。</p>
か	<p>【^きな^な成りの景観】 地域の自然や歴史、文化、営み等が織り重なって生まれた地域固有の風景を、「手を加えない」、「そのまま」、「飾らない」景観のこと。</p> <p>【グリーンツーリズム】 ファームイン、農村体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。</p> <p>【景観協議会】 景観行政団体※、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構※により組織された協議会で、景観計画区域における良好な景観の形成のために必要な協議を行う。協議会には必要に応じて、関係行政機関、観光、商工、農林漁業、公益事業者、住民等を加えることができる。</p> <p>【景観行政団体】 景観法※で定められた景観行政を担う主体。道内の市町村で景観法※の景観行政団体になっているのは、法定景観行政団体である札幌市、旭川市及び函館市のほか、道との協議を経て景観行政団体となった小樽市、釧路市、北見市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、長沼町、当別町、黒松内町、上富良野町、栗山町、東神楽町及び中標津町の17市町村である(平成30年4月1日時点)</p> <p>【景観協定】 景観計画区域内の一団の土地の所有者及び借地権者全員(借地権の目的となっている土地の所有者は除く)の合意のもとに締結される当該区域における良好な景観の形成に関する協定のこと。建築物の形態意匠に関する基準や、樹林地等の保全または緑化に関することなどの他、家の前に花を飾る等のルールやまちの清掃等に関することまで幅広く定めることができる。</p> <p>【景観重要公共施設】 道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設(特定公共施設)のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたもの。 北海道景観計画※においては、羊蹄山麓広域景観形成推進地域における景観上重</p>

か	<p>要な道路、河川を定めている。</p> <p>【景観整備機構】 公益法人または特定非営利活動法人(NPO 法人)で、景観行政団体の長から指定された団体。良好な景観の形成に関する活動を支援し、良好な景観の形成に関する調査研究などを行うことが期待される。</p> <p>【景観法】 日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律(国土交通省所管、環境省等共管)。日本初の景観に関する総合的な法律として 2004 年 6 月に制定(施行は 12 月)された。 景観法では、 (1) 良好な景観の保全・形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務 (2) 景観計画の策定手続きや土地利用に係る行為規制 (3) 景観重要建造物、景観重要樹木といったランドマークの保全 (4) 景観重要公共施設の景観計画に即した整備 (5) 景観地区の指定等都市計画との調整 (6) <u>景観協定※</u>、<u>景観整備機構※</u>等の仕組み、 などが規定されている。 なお、同法の制定と同時に、関連法の整備・改正が行なわれた(景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律)。これらを総称して、景観緑三法という。</p> <p>【広域景観形成推進地域】 北海道景観条例(北海道条例第 56 号)第 13 条の規定により、複数の市町村にまたがり、田園、湖沼等が連続する景観を有する地域で、特に広域にわたる景観づくりを推進する必要があると知事が認め、指定する地域。</p>
さ	<p>【史跡、名勝、天然記念物など】 景観に関する文化財としては、国指定の重要文化財、史跡、名勝、天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区等、道指定の有形文化財、有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、市町村指定の有形文化財等がある。</p> <p>【食のブランド・北海道】 安全性と品質に徹底してこだわる食づくりを進め、すべての消費者から信頼され、世界に通用するブランド力をもった道産食品を供給する北海道となること。</p> <p>【持続可能な開発目標(SDGs)】 SDGs(Sustainable Development Goals)は、2015 年9月に国連で採択された、先進国を含む国際社会全体の 2030 年までの開発目標で、17 のゴール(目標)とその下位目標である 169 のターゲット(測定可能な行動目標)から構成されています。</p>

さ	<p>「北海道景観形成ビジョン」は、「ゴール 11:包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」の達成に資するものです。</p>
た	<p>【地域の良好な景観資源】 山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等のうち、良好な景観を形成する上で重要な役割を果たすものとして、景勝地の主要な見どころや地域のシンボルとして紹介され、地域で認められているものこと。 良好な景観を形成する重要な役割を果たしているものには、自然的なものでは地域のランドマークとなる山並み、整然と耕作された農地など、また、人工的なものでは文化財、産業遺産、寺社仏閣、史跡、歴史的建造物及び各種表彰を受けた建築物などがある。</p> <p>【地産地消】 地域で生産されたものを地域で消費すること。地域の資源を地域で消費することによって、地域内の経済循環を高め、生産者と消費者がしっかりと向き合いながら地域経済の活性化に取り組んでいくことが期待される。 道内各地において、生産者による新鮮な地場産品の直売や生産者等と消費者の交流活動など、多様な取り組みが展開されている。</p>
は	<p>【ビューポイント】 風景や対象物をよく眺めることができる場所。展望地。視点場。小高い山や丘の上にある公園や展望台、見渡したり見上げたりすることができる道路沿いのパーキングや遊歩道沿いの広場などがある。</p> <p>【フットパス】 遊歩道。自然の中などを散策できるように整備された歩道のこと。イギリスで発祥した「歩くことを楽しむための道」のこと。</p> <p>【フラワーマスター認定制度】 花の育成管理や街並み景観に配慮した植花に関する技術・知識を持ち、花のまちづくりのリーダーとして積極的に指導・助言できる方を、道がフラワーマスターとして認定する制度のこと。道独自の取り組みとして、平成 5 年からスタートしている。 フラワーマスターは、花のまちづくりのボランティアリーダーとして活躍することが期待される。</p> <p>【北海道遺産】 豊かな自然、北海道に生きてきた人々の歴史や文化、生活、産業など有形・無形の財産の中から、次の世代に引き継ぎたい北海道の大切な宝物を北海道遺産構想推進協議会により選定し、総計 52 件がある。その中には景観に係るものが多数含まれており、北海道遺産を守り、磨き、活用する課程で、まちの元気や魅力の種を育み、新しい</p>

は	<p>魅力をもった北海道を創造していく運動が展開されている。</p> <p>【北海道景観計画】</p> <p>景観行政団体である北海道が、景観法の手続きに従って定めた「良好な景観の形成に関する計画」のこと。</p> <p>平成 20 年 6 月に策定した「北海道景観計画」では、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 景観計画の区域 (2) 良好な景観の形成に関する方針 (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 (4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 (5) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 (6) 景観重要公共施設の整備に関する事項 (7) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項 <p>を定めている。</p> <p>【北海道公共事業景観形成指針】</p> <p>北海道景観条例に基づき、道が実施する公共事業における景観づくりのための基本的な考え方や方向性を定めたもの。平成 15 年 6 月に策定。</p> <p>当該指針では、事業別(施設別)に、道路、橋梁、河川・水路、ダム、砂防・治山、港湾・漁港、空港、海岸、公園・緑地、公共建築物等、農地、森林に分けて、自然や周辺景観との調和、地域のシンボル性や地域に親しまれる意匠などに配慮することを定めている。</p>
ま	<p>【マリンツーリズム】</p> <p>漁村地域を訪れ、海や渚、漁村生活や文化に身近にふれながら、地域の人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。</p>
ら	<p>【良好な広告景観形成のための地域指定】</p> <p>良好な広告景観の形成を図るため、地域の景観と屋外広告物の調和を図るための取組が行われている地域又は行おうとしている地域を知事が指定する制度。</p> <p>地域の取組等に応じ、次の地域指定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 禁止地域 <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の掲出を原則禁止する地域 ○ 許可地域 <ul style="list-style-type: none"> 知事の許可を受けることで屋外広告物の掲出ができる地域。 道では第1～6種の許可地域を設定。 ○ 広告景観優良地区 <ul style="list-style-type: none"> 市町村により、良好な景観の形成をするために、特別な方策が特に講じられている区域や、地域住民により自主的な協定が締結されている区域

ら	<ul style="list-style-type: none">○ 広告物活用地区 活力ある街並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域○ 広告景観整備地区 良好な広告物等の新設、改修等を図ることが得に必要な地域で、屋外広告物条例の適用除外広告物を含めた誘導を行う必要がある地区。
---	---

北海道景観形成ビジョン

平成31年（2019年）〇〇月

北海道建設部まちづくり局都市計画課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111（内線 29-828）
